



敬老式(9月上旬)

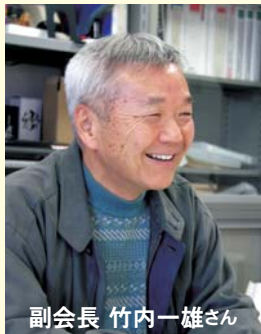
みどり野夏祭り(8月第1土曜日)

みどり野夏祭り

まちづくり 第1歩

みどり野地区まちづくり協議会

みどり野地区は、団地ができて34年が経ちます。団地ができた頃、みんな隣近所どんな方が住み始めるのだろうという思いもあったかと思いますが、その分、同じ地区に住む者として町内会活動などみんなで一緒に作りあげていこうという雰囲気が養われたように思います。



副会長 竹内一雄さん

それから時が経ち、平成21年、町内会や各種団地で構成したみどり野地区まちづくり協議会を設立し、現在も住民の自治および福祉の向上を図るさまざまな活動を行っています。

地区住民が参加するみどり野夏祭りは、毎年8月の第1土曜日に開催し、32回目を迎えますが、子どもと高齢者とのふれあい、住民同士のふれあいの場として定着し、8月の風物詩になっています。

団地ができた頃の子供たちは今、社会で中堅として活躍し、この夏祭りにおいても青年部として盛り上げてくれており、今後も将来の地域を引っ張る存在として地域に溶け込んでくれています。

青年部の他にも協議会には様々な構成団体がありますが、それぞれの活動を通して、住民が「みどり野に住んでよかった、みどり野を誇りに思える」まちづくりの一翼を担っています。

ほかの取り組みでも、昨年度、住民から「町内の街路樹が大きくなり過ぎて、歩道が通りにくい」との問題提起を受け、協議会で全住民を対象にしたアンケート調査を行いました。今年度は、住民にも呼びかけ、歩道と街路樹の実態調査等を行い、各箇所の状況確認、意見の把握・収集など、改善のために自分たちでできることはやろうと決意しました。

今後も、協議会が主体となり、住民の意見を聞きながら行政機関とも連携し、安心して暮らせるまちづくりを目指して活動していきます。

まちづくり
協議会活動を
紹介します。

みどり野地区は、野市町の東部に位置する、人口約1,500人(625世帯)の地域です。協議会設立は平成21年。

- 協議会の構成
役員(31人)
町内会代表(8地区)
福寿会
自主防災・防犯連合会
子ども会育成会
東子ども会育成会
みどり野青年部会
健康推進員協議会みどり野支部
市議会議員(3人)

★地区担当職員(12人)

お問い合わせ
地域支援課
☎57-8503

新 自治会が 設立しました。

平成26年11月15日に野市町の本村地区で本村地区まちづくり自治会が、12月13日には赤岡町の須留田地区で「あかあか北部まちづくり自治会」が結成されました。総会では、規約や役員、今年度の行事予定などが承認され、まちづくり活動に取り組んでいきます。


また、自治会未結成地域については、来月までに各地区担当職員から、町内会長などへ説明させていただく予定です。その上で、地域の皆さまには、説明会のご案内を致しますので、是非ご参加ご協力いただけますようお願いいたします。

行事案内 どんど焼き

小正月(こしょうがつ=1月15日)の行事で、正月の松飾り・しめなわなどを家々から持ち寄り一箇所に積み上げて燃やすという、お正月の行事です。

- 1.18 西川地区まちづくり協議会
11時から西川公民館前グラウンド
- 1.18 岸本地区まちづくり協議会
10時から漁協前海岸
- 1.24 東川地区まちづくり協議会
13時から東川公民館前グラウンド

※来月号は吉川町まちづくり協議会を紹介します



私たちにできることから **95**
環境対策課 ☎57-8508

乾電池の回収はじめました!!

12月中旬よりこれまでのご要望にお応えして乾電池の回収ボックスの設置を行いました。今までは乾電池は粗大ゴミとして決まった日に持ち込みをお願いしていましたが、これからは設置施設が開いていればいつでも捨てることができます!

ご注意ください!



! 円筒形の単一から単六電池、直方体の9V電池、ボタン型電池(リチウム電池を含む)を入れることができます。

リチウム電池は不可です!



! パソコンのバッテリーパック、車のバッテリーなどは不可です!

! 事業活動に使用された電池は入れることができません。

乾電池の

回収ボックス

ありまます!!

! 電池がショートすると危険なため、電池の(+)極と(-)極にテープを貼って絶縁してから入れてください。



“設置場所”

- ・香南市役所本庁2階 環境対策課前
- ・のいちふれあいセンター
- ・赤岡市民館
- ・香我美庁舎
- ・夜須中央公民館
- ・吉川庁舎
- ・赤岡保健センター



野焼きについて



野焼きによる苦情相談が増えています。ごく少量の草であっても風向きや時間帯に気を使いましょう。

また、廃棄物の焼却は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれが併科されます。



うんちの回収は飼主のマナーです!

公園や道路は犬のトイレではありません。地域を汚さないように、犬のうんちはお持ち帰りをお願いします。